

瀬戸市訓令第1号

本 庁
公 所

瀬戸市自動車事故対策協議会規程（昭和43年瀬戸市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月12日

瀬戸市長 増岡錦也

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第3条 <省略></p> <p>2 会長は行政経営部長を、副会長は行政経営部<u>行政課長</u>を、委員は行政経営部人事課長、市民生活部生活安全課長、<u>市民生活部クリーンセンター</u>所長、都市整備部水道課長及び消防本部消防課長をもって充てる。</p> <p>(書類の提出)</p> <p>第6条 行政経営部<u>行政課長</u>は、協議会に提案する事項及び協議上必要な参考資料を取りまとめ、協議会に提出するものとする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第11条 協議会の庶務は、行政経営部<u>行政課</u>において処理する。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 <省略></p> <p>2 会長は行政経営部長を、副会長は行政経営部<u>契約財産課長</u>を、委員は行政経営部人事課長、市民生活部防災安全課長、<u>同部クリーンセンター</u>所長、都市整備部水道課長及び消防本部消防課長をもって充てる。</p> <p>(書類の提出)</p> <p>第6条 行政経営部<u>契約財産課長</u>は、協議会に提案する事項及び協議上必要な参考資料を取りまとめ、協議会に提出するものとする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第11条 協議会の庶務は、行政経営部<u>契約財産課</u>において処理する。</p>

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。